

市政に貢献されたみなさんを表彰

市制施行119周年記念式典

10月1日、市制施行119周年記念式典が、さざんか会館で開催されました。

自治会・福祉・産業など、

さまざまな分野で本市の振興と発展に貢献されたみなさんに、竹内市長から表彰状が手渡されました。あわせて、平成19年秋および平成20年春の叙勲褒章受章者31人には、その功績をたたえて記念品が贈られました。

この日は、日本画家の吉田茅穂子さんから市の木「サザンカ」と市の鳥「オオルリ」を描いた日本画が市に寄贈され、竹内市長から吉田さんに感謝状が贈呈されました。

◎一般表彰(30人)

- 【消防功労】大橋 康男 現 消防団分団長
村尾 勉 現 消防団分団長
- 【納税功労】岸本 義正 現 納税協力団体代表
吉谷 昭彦 現 納税協力団体代表
- 【自治会功労】山田 建雄 現 町内会長

- 【交通功労】見生 美則 現 交通安全指導員
石井 和宏 現 交通安全指導員
- 【社会福祉功労】澤田 壽彦 元 民生・児童委員
吉田 貞真 現 民生・児童委員
山根 操 現 民生・児童委員
田中 和子 現 民生・児童委員
平澤 峻山 現 民生・児童委員
村中 邦子 現 保護司
綿本 潔 現 保護司
山本 正明 現 保護司
浅尾 久忍子 現 保護司
井上のぶ子 現 福祉団体役員
- 【社会奉仕功労】小森智恵美 現 奉仕団体役員
- 【産業功労】松下栄一郎 現 商工団体役員
小谷 寛 現 商工団体役員
濱上 正夫 現 商工団体役員
渡辺 博 現 商工団体役員
土橋 充朗 現 商工団体役員
姫田 眞之助 現 商工団体役員
長尾 裕昭 現 商工団体役員
中島 建 元 農業団体役員
- 【保健衛生功労】吉田 章二 現 学校歯科医
宮崎 章 現 学校歯科医
米澤 純夫 現 学校薬剤師
- 【文化功労】井上 嘉明 現 文化賞選考委員

◎自治功労表彰(9人)

- 【教育委員】縫谷 昌生 元 教育委員
- 【農業委員】源 正巳 元 農業委員
坂本喜美男 元 農業委員
中野 孝信 現 農業委員
前田 儀之 元 農業委員
- 【体育指導委員】藤田 文雄 現 体育指導委員
瀬戸川政美 現 体育指導委員
永見 洋子 現 体育指導委員
須崎 良孝 現 体育指導委員

■問い合わせ先

市役所本庁舎総務課 TEL(0857)20・3102



「鳥取市男女共同参画シンボルマーク」が決定しました

男女共同参画の普及啓発の一環として、シンボルマークを募集したところ、北海道から鹿児島まで、215人のみなさんから349作品の応募がありました。

審査の結果、次のとおり最優秀賞と優秀賞が決定しました。最優秀賞となったシンボルマークは、本市の男女共同参画のシンボルとして活用していきます。

■問い合わせ先

市役所男女共同参画課(福祉文化会館内) TEL(0857)20・3166

【最優秀賞】

奥野英一さん
(京都府京都市)
「とっとり」の文字をモチーフにして、二十世紀梨の形で男女を表現し、男性と女性が力を合わせていく姿をイメージしました。

【優秀賞】

川本 智さん
(長野県木曾郡大桑村)
鳥の姿をモチーフにして、両翼で羽ばたく姿で男女共同参画を象徴的に表し、大空に舞う明るい未来をイメージしています。

【優秀賞】

田中祥子さん
(鳥取市)
鳥取のシンボルマークとして、「T」の字をイメージして作りました。



子どもとインターネット・携帯電話のつきあい方を考えませんか？

【インターネットや携帯電話の危険性】

- (1) アダルト系サイトなどの有害情報に接する危険性
- (2) 「出会い系サイト」「架空請求」など、犯罪に巻き込まれる危険性
- (3) 嫌がらせや不適切な内容のメール、掲示板への書き込みがなされる危険性
- (4) 個人情報が流失し、悪用される危険性

家庭、学校、地域が連携し、大人が責任を持って子どもたちを守っていきましょう！

【家庭では】

小・中学生が携帯電話を所有したりすることは、決して好ましいことではありません。また、ウェブサイトはルールを決めて閲覧しましょう。

家庭では、以下のことなどを子どもたちとしっかり話し合っ、ルールを決めましょう。

- (1) ウェブサイトは子どもだけで見ず、必ず大人と一緒に見ましょう。
- (2) 携帯電話を子どもたちに持たせるときは、必要な機能だけに制限しましょう。



問い合わせ先

市役所本庁舎コミュニティ支援室 ☎(0857) 20-3171
市役所第2庁舎学校教育課 ☎(0857) 20-3355

インターネット（ウェブサイト）や携帯電話は、子どもたちの安心や安全を守るのに役立つ道具です。同時に、ちょっとした油断で、個人情報の流出や、出会い系サイトなどでの被害や犯罪に巻き込まれてしまうこともあります。保護者、学校、地域、関係団体が連携して、子どもたちを有害情報から守るための取り組みを推進しましょう。



11月は児童虐待防止推進月間です

保護者が「しつけ」と思っていることでも、子どもが著しい恐怖や苦痛を感じたら、それは「虐待」です。虐待は子どもの人権を侵害し、子どもの心身に傷を残したり、時には命をも奪ってしまいます。虐待の背景には、ストレスや社会からの孤立などがあるとされています。子育ての責任を保護者一人に押し付けず、家族や地域が協力して、見守りや支援をしていきましょう。

どんなことが児童虐待になるの？

◆身体的虐待

たたく、ける、激しく揺さぶる、火を押し付ける、寒い戸外に閉め出すなど

◆心理的虐待

子どもを無視・拒否する、言葉で脅す、きょうだい間で差別する、子どもの前で家庭内暴力を行うなど

◆ネグレクト（養育放棄・怠慢）

食事を与えない、衣服を替えない、学校に行かせない、危険な場所に放置する、医者に診せないなど

◆性的虐待

子どもに性的行為を強要する、子どもをポルノの被写体にするなど

子どもが虐待される…

◆自尊心が持てない

子どものときに最も身近な保護者から虐待を受けると、自分は価値がない存在だと思いついてしまいます。

◆発育・学習へ影響する

虐待を避けるために全神経を注いでしまい、遊びを楽しんだり、学習したりする余裕がなくなります。

◆安心感がない

人や世間は自分を迫害すると思いついてしまいます。

◆基本的信頼感がない

人が信じられなくなります。

子育てに関する相談窓口

子育てが不安なとき、悩んだときはご相談ください。また、子どもが虐待を受けているというような情報もお知らせください。

■相談窓口

鳥取市子育て相談ダイヤル

☎(0857) 36・0505

市役所子ども家庭支援室

☎(0857) 20・0122

中央保健センター母子保健係

☎(0857) 20・3196

受付：月～金曜日（年末年始・祝日は休み） 受付時間：8：30～17：30

場所：富安二丁目104-2 さざんか会館（来所による相談も受け付けています）